

会津文化団体連絡協議会会則

第1条 (名称及び事務所)

本会は、会津文化団体連絡協議会と称し、事務所を会長指定の所におく。

第2条 (目 的)

本会は、文化団体相互の連携と協力により、それぞれの活動を促進し、地域文化の発展向上に寄与することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1. 市民文化祭の開催
2. 文化向上のための行事の計画と実施
3. 地域文化に関する調査および研修の実施
4. 会場その他施設・設備の利用斡旋
5. 文化・芸術関係の表彰
6. その他必要な事項

第4条 (組 織)

本会は、第2条の目的に賛同する団体をもって組織し、本会への加入は、常任理事会の承諾を必要とし、常任理事会は後日、理事会および総会に報告する。

第5条 (部 門)

本会に次の7部門をおき、各部門に所属する団体構成は細則による。

- | | | | |
|-------|--------|---------|-------|
| ① 洋 楽 | ② 邦 楽 | ③ 演劇・洋舞 | ④ 美 術 |
| ⑤ 文 芸 | ⑥ 学術文化 | ⑦ 生活文化 | |

第6条 (役 員)

1. 本会に、次の役員をおく。役員は総会で選出し、任期は2年とする。
会長1名、副会長3名、理事若干名、監事2名。
2. 理事は各部門代表理事と会長委嘱理事よりなり、前者は部門ごと各団体役員から細則に規定する人数を総会に推薦し、後者は各部門1～2名を会長が総会に推薦する。
3. 会長は、①理事中から常任理事若干名を、②常任理事中より事務局長、事務局次長各1名、庶務・会計及び事業・広報各担当若干名を委嘱し、会務の執行にあたる。

第7条 (顧 問)

本会に、顧問をおくことができる。顧問は総会の同意を得て、会長これを推す。顧問は会長の求めにより理事会に出席し、意見を述べることができる。

第8条 (会 議)

1. 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、会長が招集する。
2. 総会は、年1回以上開催し、予算・決算、その他の重要事項を決める。

3. 総会は加盟団体数の過半数をもって成立する。ただし代理及び委任をもって出席とみなす。議決はその過半数による。
4. 理事会は会長が随時招集し、必要な会務を処理する。ただし緊急な場合にかぎり、総会に代わる決議をすることができる。
5. 常任理事会は定期的に開催し、日常会務を執行し、会の運営にあたる。

第9条（経 費）

本会の経費は、細則に規定する各団体が負担する会費、およびその他の収入でまかなう。

会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 この会則に定めるほか、下記の規程及び細則を定めることができる。

- 1 第3条第5項に基づく、会津文化団体連絡協議会表彰規程
- 2 第5条に基づく、各部門を構成する団体(表細則1)
- 3 第6条第1項に基づく、役員の選出方法に関する規程
- 4 第6条第2項に基づく、部門別理事の選出基準(表細則2)
- 5 第9条に基づく、各団体に所属する会員数と会費額についての基準(表細則3)

会津文化団体連絡協議会表彰規程

第1条 この規程は、会津文化団体連絡協議会会則第3条5に基づき、表彰に関し必要な事項を定める。

第2条 表彰の対象者は次のとおりとする。

- (1) 本協議会の運営ならびに事業遂行に貢献した者
 - (2) 多年にわたり秀れた文化・芸術の育成指導に貢献した者
 - (3) 公式あるいは県以上の特に優れた賞をおさめた者
2. 記念事業年における参加団体の表彰については次のとおりとする。
- (1) 5年以上の役歴を有し団体の発展に顕著な功績があると本会が認めた者
 - (2) 本会の発展に顕著な功績がある者
 - (3) 但し、過去に表彰経験があるものを除く

第3条 表彰者は理事会において決定する。

役員選考委員会規程

第1条（目 的）

本規程は会則第6条（役員の選任）及び第10条3項に基づき役員にふさわしい立候補者を確保するために、役員のうち会長1、副会長3、監事2の選任手続きおよび方法について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（役員選考委員会の設置及び構成）

- 1 第1条の目的を達成するために役員選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置する。
- 2 役員候補者を選出するために、必要に応じて役員任期満了概ね2ヵ月前に選考委員会を組織する。
- 3 選考委員は各部門から代表1名、事務局長、の計8名で構成する。
- 4 各部門別の選考委員を選出するにあたっては、部門別理事の意見を聞き、常任理事会で決定する。
- 5 第1回の選考委員会は会長が召集し、委員の互選により委員長を選出する。委員長は選考委員会を招集しその会議の議長となる。
- 6 選考委員会は選考委員の2分の1以上出席しなければ議決することができない。ただし、選考委員会に出席できない委員は書面によって表決権を行使することができる。
- 7 選考委員会は選任を管理し、その他関係書類とともに役員の任期中その経過を保存しなければならない。

第3条（選考委員会の任務）

- 1 選考委員会は規則に定める定数の役員候補者を選考するものとする。
- 2 候補者を推薦する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 3 役員選出を公正で、民主的に執行するために、役員の立候補者、及び団体推薦候補者が定数を超えた場合は、該当する候補者も含めて選考し、選考委員会の判断で総会において公示し、投票により一括投票を許すことができる。

その場合の役員選出の投票は無記名とし、選考委員会が選挙管理委員会を兼ね、役員選出に関する一切の業務を担当する。

- 4 本規程に基づく運営については厳正中立を旨とし、秘密の保持に努めることとする。

第4条（選考委員会の任期）

- 1 選考委員長は、総会において選考結果を報告し、該当する候補者を提案、承認を得る。
- 2 選考委員会の任期は、総会で新役員承認後、解散する。
- 3 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、上記手続きを省略し、補充の可否を含めて常任理事会の責任で会務を執行することができる。

第5条（規程の改廃）

本規程は理事会の議決及び総会により改定することができる。

細則1 各部門を構成する団体（会則第5条）

(1) 洋 楽	器楽、管弦楽、吹奏楽、合唱、声楽、歌劇などの洋楽関係団体。
(2) 邦 楽	能楽、日本舞踊（楽器含む）三曲、詩吟、民謡、民舞などの邦楽関係団体。
(3) 演劇・洋舞	古典、現代の演劇関係団体およびバレエ、ミュージカルなどの舞台芸術関係団体。
(4) 美 術	日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、俳画、などの美術関係団体。
(5) 文 芸	小説、詩、短歌、俳句、川柳、シナリオなどの文芸関係団体。
(6) 学術文化	史学、郷土の研究、生物、鉱物、天文、山野の研究、その他総合文化及び映画、映像を含む関係団体。
(7) 生活文化	茶道、華道、服飾およびスポーツなど生活上の趣味関係団体。

細則 2 部門別理事の選出基準（会則第6条第2項）

部門に所属する団体数	1～ 4	5～ 9	10～ 14	15～ 19	20～ 24	25～ 29
選出理事数	2名	3名	4名	5名	6名	7名

細則 3 各団体に所属する会員数と会費額についての基準（会則第9条）

単位団体に所属する会員数	負担する会費の年額
19名以内の団体	4,000円
20名以上49名以内の団体	5,000円
50名以上99名以内の団体	6,000円
100名以上999名以内の団体	8,000円
1,000名以上の団体	10,000円

付 則

施行 昭和37年7月25日 会の発足
 改正 昭和40年6月22日 一部改正
 改正 昭和44年6月 1日 一部改正
 改正 昭和46年5月19日 一部改正
 改正 昭和48年4月25日 一部改正
 改正 昭和51年6月16日 一部改正
 改正 昭和53年6月29日 一部改正
 改正 昭和59年5月25日 一部改正
 改正 昭和60年6月20日 一部改正
 改正 平成 元年7月 4日 一部改正
 改正 平成 5年6月10日 一部改正
 改正 平成 8年5月 4日 各条大幅改正
 改正 平成10年5月20日 会則第3条の改正
 改正 平成13年5月22日 表彰規程の設定
 改正 平成14年5月24日 表彰規程の一部改正
 改正 平成16年5月28日 表彰規程の一部改正
 改正 平成17年5月28日 総会代議員制の改正
 改正 平成20年5月26日 一部改正及び選考委員会規程の制定